

## 全体貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>【資産の部】</b>		<b>【負債の部】</b>	
固定資産	1,059,626	固定負債	316,761
有形固定資産	1,014,630	地方債	233,398
事業用資産	495,097	長期未払金	1,437
土地	335,397	退職手当引当金	20,700
立木竹	-	損失補償等引当金	212
建物	394,424	その他	61,014
建物減価償却累計額	△ 244,146	流動負債	43,916
工作物	43,108	1年内償還予定地方債	32,651
工作物減価償却累計額	△ 35,758	未払金	5,860
船舶	21	未払費用	-
船舶減価償却累計額	△ 20	前受金	4
浮標等	-	前受収益	-
浮標等減価償却累計額	-	賞与等引当金	2,236
航空機	-	預り金	3,163
航空機減価償却累計額	-	その他	1
その他	530		
その他減価償却累計額	△ 395	負債合計	360,677
建設仮勘定	1,937	<b>【純資産の部】</b>	
インフラ資産	515,181	固定資産等形成分	1,082,407
土地	312,209	余剰分(不足分)	△ 307,854
建物	37,278		
建物減価償却累計額	△ 23,230		
工作物	412,596		
工作物減価償却累計額	△ 253,141		
その他	82,805		
その他減価償却累計額	△ 56,273		
建設仮勘定	2,937		
物品	11,941		
物品減価償却累計額	△ 7,589		
無形固定資産	4,044		
ソフトウェア	921		
その他	3,123		
投資その他の資産	40,952		
投資及び出資金	18,141		
有価証券	4,148		
出資金	13,993		
その他	-		
投資損失引当金	△ 341		
長期延滞債権	4,952		
長期貸付金	150		
基金	17,250		
減債基金	-		
その他	17,250		
その他	1,535		
徴収不能引当金	△ 734		
流動資産	75,604		
現金預金	47,168		
未収金	3,448		
短期貸付金	23		
基金	22,758		
財政調整基金	9,430		
減債基金	13,329		
棚卸資産	-		
その他	2,583		
徴収不能引当金	△ 377		
資産合計	1,135,230	純資産合計	774,553
		負債及び純資産合計	1,135,230

【様式第2号】

## 全体行政コスト計算書

自 令和2年4月 1日  
至 令和3年3月31日

(単位:百万円)

科目	金額
経常費用	367,527
業務費用	132,791
人件費	33,035
職員給与費	23,982
賞与等引当金繰入額	2,202
退職手当引当金繰入額	1,506
その他	5,345
物件費等	97,817
物件費	40,418
維持補修費	2,229
減価償却費	18,580
その他	36,589
その他の業務費用	1,939
支払利息	1,955
徴収不能引当金繰入額	460
その他	△ 477
移転費用	234,737
補助金等	159,683
社会保障給付	74,707
他会計への繰出金	-
その他	346
経常収益	80,840
使用料及び手数料	74,424
その他	6,416
純経常行政コスト	△ 286,687
臨時損失	543
災害復旧事業費	-
資産除売却損	528
投資損失引当金繰入額	-
損失補償等引当金繰入額	-
その他	14
臨時利益	658
資産売却益	619
その他	38
純行政コスト	△ 286,572

## 全体純資産変動計算書

自 令和2年4月 1日

至 令和3年3月31日

(単位:百万円)

科目	合計	固定資産 等形成分	
		余剰分 (不足分)	
前年度末純資産残高	756,139		
純行政コスト(△)	△ 286,572		△ 286,572
財源	305,126		305,126
収等	141,690		141,690
国県等補助金	163,436		163,436
本年度差額	18,554		18,554
固定資産等の変動(内部変動)			
有形固定資産等の増加			
有形固定資産等の減少			
貸付金・基金等の増加			
貸付金・基金等の減少			
資産評価差額	△ 12		
無償所管換等	542		
その他	△ 670		
本年度純資産変動額	18,414		
本年度末純資産残高	774,553	1,082,407	△ 307,854

## 全体資金収支計算書

自 令和2年4月 1日

至 令和3年3月31日

(単位:百万円)

科目	金額
<b>【業務活動収支】</b>	
業務支出	350,573
業務費用支出	116,479
人件費支出	33,273
物件費等支出	79,555
支払利息支出	1,955
その他の支出	1,696
移転費用支出	234,093
補助金等支出	159,710
社会保障給付支出	74,707
他会計への繰出支出	-
その他の支出	△ 324
業務収入	378,498
税収等収入	134,749
国県等補助金収入	158,555
使用料及び手数料収入	74,901
その他の収入	10,293
臨時支出	14
災害復旧事業費支出	-
その他の支出	14
臨時収入	30
業務活動収支	27,941
<b>【投資活動収支】</b>	
投資活動支出	31,985
公共施設等整備費支出	23,157
基金積立金支出	6,850
投資及び出資金支出	1,111
貸付金支出	866
その他の支出	1
投資活動収入	12,682
国県等補助金収入	7,987
基金取崩収入	1,331
貸付金元金回収収入	808
資産売却収入	2,336
その他の収入	220
投資活動収支	△ 19,304
<b>【財務活動収支】</b>	
財務活動支出	33,005
地方債償還支出	32,328
その他の支出	678
財務活動収入	23,539
地方債発行収入	23,539
その他の収入	-
財務活動収支	△ 9,466
本年度資金収支額	△ 829
前年度末資金残高	45,384
本年度末資金残高	44,556

前年度末歳計外現金残高	2,577
本年度歳計外現金増減額	35
本年度末歳計外現金残高	2,613
本年度末現金預金残高	47,168

## 1 重要な会計方針

### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産 取得原価  
ただし、開始後の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの 再調達原価  
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの  
取得原価が判明しているもの 取得原価  
取得原価が不明なもの 再調達原価  
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

- ② 無形固定資産 取得原価  
ただし、開始後の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。  
取得原価が判明しているもの 取得原価  
取得原価が不明なもの 再調達原価

### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券 償却原価法(定額法)

- ② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの 会計年度末における市場価格  
(売却原価は移動平均法により算定)  
イ 市場価格のないもの 取得原価(又は償却原価法(定額法))

- ③ 出資金

ア 市場価格のあるもの 会計年度末における市場価格  
(売却原価は移動平均法により算定)  
イ 市場価格のないもの 出資金額

### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除きます。) 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	6年～50年
工作物	5年～75年
物品	2年～20年

- ② 無形固定資産(リース資産を除きます。) 定額法

(ソフトウェアについては、当市における見込利用期間(5年)に基づく定額法によっています)

- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が100万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体(会計)に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

- ② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の同一債権の平均不納欠損率により(又は個別に不納欠損となる可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の同一債権の平均不納欠損率により(又は個別に不納欠損となる可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。

- ③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

- ④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

- ⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が100万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 全体資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物(尼崎市財務規則において、保証金その他の担保に充てることができる有価証券をいいます)

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体(会計)については、税抜方式によっています。

(9) 連結対象団体(会計)の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

決算日と連結決算日の差異が3カ月を超えない連結対象団体については、当該連結対象団体の決算を基礎として連結手続を行っていますが、決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。また、決算日と連結決算日との差異が3カ月を超える連結対象団体については仮決算を行うこととしていますが、該当する連結対象団体はありません。

2 重要な会計方針の変更等

該当事項なし

3 重要な後発事象

該当事項なし

#### 4 偶発債務

##### (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体(会計)の金融機関等からの借入債務等に対し、保証等を行っています。

団体名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等引当金 計上額	貸借対照表 未計上額	
社会福祉法人 阪神福祉事業団	-	195百万円	-	195百万円
丹波少年自然の家	-	17百万円	-	17百万円
尼崎市土地開発公社	-	-	600百万円に 利子相当額	600百万円に 利子相当額
合計	-	212百万円	600百万円に 利子相当額	812百万円に 利子相当額

##### (2) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けている主なものは次のとおりです。

事件番号	事件名	請求金額	事件の概要
① 神戸地方裁判所 尼崎支部平成28 年(ワ)第662号 (令和元年度の ①)	損害賠償請求事件	110万円及びこれ に対する訴状送達日 の翌日から支払済 みまで年5%の割合 による金員	原告らは、尼崎市長ないし尼崎市保健所長が精神疾患を有する訴外人に対して違法に精神保健法上必要な措置を講じなかったことにより、当該訴外人による不法行為に伴う精神的損害を被ったとして本市に対しその損害の賠償を求めるほか、相被告らに対して損害の賠償を求めて提訴したものの
② 神戸地方裁判所 尼崎支部令和元 年(ワ)第379号	損害賠償請求事件	7,935万9,724 円及びこれに 対する訴状送 達日の翌日か ら支払済みま で年5%の割 合による金員	原告は、尼崎市立中学校に在籍していた訴外亡生徒が自殺した原因は、クラスメイトやその所属する部活の部員から受けていたいじめに対して担任教諭等が適切な対応を取らなかったこと等によるものであり、また、自殺後の当該中学校や尼崎市教育委員会の不適切な対応によって精神的苦痛を被ったとして、本市に対し、逸失利益、慰謝料等の損害の賠償を求めて提訴したものの



③	最高裁判所令和3年(行ヒ)第142号・(行ツ)第114号(原審:令和元年度の②)	建築基準法第42条2項に基づく包括指定処分不存在確認等請求上告・上告受理申立事件	4,400万円及びこれに対する訴状送達日の翌日から支払済みまで年5%の割合による金員	上告人(被申立人)は、その所有する建物の敷地に隣接する通路について、建築基準法第42条第2項の規定に基づく2項道路の要件を満たさないのに尼崎市長が当該2項道路として取り扱っているとして、当該通路について同項の規定に基づく道路指定処分が存在しないことの確認を求めるとともに、その取扱いにより当該建物を建て替えられず、逸失利益、将来の増加費用、慰謝料相当額等の損害を被ったとして、本市に対しその損害の賠償を求めて提訴したが、これが棄却されたため控訴し、当該確認のみが認容されたため、上告人が上告するとともに、本市が上告受理申立てをしたもの
④	神戸地方裁判所尼崎支部令和2年(ワ)第820号	損害賠償請求事件	898万7,603円及びこれに対する平成29年12月12日から支払済みまで年5%の割合による金員	原告は、本市が管理する市道を夜間にジョギングしていた際に、当該市道に生じていた最大高低差約2センチの傾斜につまずいて転倒し、負傷したとして、本市に対し、その負傷により生じた治療費、逸失利益、慰謝料等の損害の賠償を求めて提訴したものの

## 5 追加情報

### (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

#### ① 全体財務書類の対象範囲は次のとおりです。

- 一般会計
- 国民健康保険事業費
- 地方卸売市場事業費
- 育英事業費
- 公共用地先行取得事業費
- 公害病認定患者救済事業費
- 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費
- 青少年健全育成事業費
- 介護保険事業費
- 後期高齢者医療事業費
- 水道事業費
- 工業用水道事業費
- 下水道事業費
- モーターボート競走事業費

#### ② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

#### ③ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

## 連結貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>【資産の部】</b>		<b>【負債の部】</b>	
固定資産	1,094,281	固定負債	330,462
有形固定資産	1,050,469	地方債等	240,327
事業用資産	504,768	長期未払金	1,437
土地	336,358	退職手当引当金	22,184
立木竹	-	損失補償等引当金	196
建物	423,778	その他	66,319
建物減価償却累計額	△ 265,368	流動負債	47,695
工作物	44,037	1年内償還予定地方債等	34,167
工作物減価償却累計額	△ 36,128	未払金	7,734
船舶	21	未払費用	25
船舶減価償却累計額	△ 20	前受金	98
浮標等	-	前受収益	36
浮標等減価償却累計額	-	賞与等引当金	2,311
航空機	-	預り金	3,271
航空機減価償却累計額	-	その他	53
その他	609		
その他減価償却累計額	△ 460	負債合計	378,157
建設仮勘定	1,940		
インフラ資産	538,094	<b>【純資産の部】</b>	
土地	313,845	固定資産等形成分	1,117,446
建物	41,414	余剰分(不足分)	△ 314,770
建物減価償却累計額	△ 25,250	他団体出資等分	1,002
工作物	447,944		
工作物減価償却累計額	△ 270,261		
その他	82,805		
その他減価償却累計額	△ 56,273		
建設仮勘定	3,871		
物品	33,178		
物品減価償却累計額	△ 25,571		
無形固定資産	7,562		
ソフトウェア	950		
その他	6,612		
投資その他の資産	36,250		
投資及び出資金	6,030		
有価証券	4,492		
出資金	1,537		
その他	-		
長期延滞債権	4,969		
長期貸付金	134		
基金	24,274		
減債基金	-		
その他	24,274		
その他	1,578		
徴収不能引当金	△ 736		
流動資産	87,555		
現金預金	57,596		
未収金	3,946		
短期貸付金	44		
基金	23,121		
財政調整基金	9,792		
減債基金	13,329		
棚卸資産	532		
その他	2,693		
徴収不能引当金	△ 377		
繰延資産	-		
資産合計	1,181,836	純資産合計	803,679
		負債及び純資産合計	1,181,836

## 連結行政コスト計算書

自 令和2年4月 1日  
至 令和3年3月31日

(単位:百万円)

科目	金額
経常費用	440,782
業務費用	157,877
人件費	37,375
職員給与費	26,824
賞与等引当金繰入額	2,336
退職手当引当金繰入額	1,655
その他	6,560
物件費等	104,526
物件費	43,526
維持補修費	2,768
減価償却費	20,745
その他	37,488
その他の業務費用	15,975
支払利息	2,137
徴収不能引当金繰入額	460
その他	13,378
移転費用	282,905
補助金等	207,114
社会保障給付	74,708
その他	1,083
経常収益	104,884
使用料及び手数料	78,018
その他	26,866
純経常行政コスト	△ 335,898
臨時損失	700
災害復旧事業費	-
資産除売却損	646
損失補償等引当金繰入額	-
その他	54
臨時利益	935
資産売却益	620
その他	315
純行政コスト	△ 335,664

## 連結純資産変動計算書

自 令和2年4月 1日

至 令和3年3月31日

(単位:百万円)

科目	合計			
		固定資産 等形成分	余剰分 (不足分)	他団体出資等 分
前年度末純資産残高	782,935			
純行政コスト(△)	△ 335,664		△ 335,664	-
財源	356,535		356,535	-
税収等	166,446		166,446	-
国県等補助金	190,089		190,089	-
本年度差額	20,872		20,872	-
固定資産等の変動(内部変動)				
有形固定資産等の増加				
有形固定資産等の減少				
貸付金・基金等の増加				
貸付金・基金等の減少				
資産評価差額	△ 12			
無償所管換等	809			
他団体出資等分の増加	-			
他団体出資等分の減少	-			
比例連結割合変更に伴う差額	△ 32			
その他	△ 892			
本年度純資産変動額	20,744			
本年度末純資産残高	803,679	1,117,446	△ 314,770	1,002

## 1 重要な会計方針

### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産 取得原価  
ただし、開始後の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
- ア 昭和59年度以前に取得したもの 再調達原価  
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
- イ 昭和60年度以後に取得したもの  
取得原価が判明しているもの 取得原価  
取得原価が不明なもの 再調達原価  
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
- ② 無形固定資産 取得原価  
ただし、開始後の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。  
取得原価が判明しているもの 取得原価  
取得原価が不明なもの 再調達原価

### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券 償却原価法(定額法)
- ② 満期保有目的以外の有価証券  
ア 市場価格のあるもの 会計年度末における市場価格  
(売却原価は移動平均法により算定)  
イ 市場価格のないもの 取得原価(又は償却原価法(定額法))
- ③ 出資金  
ア 市場価格のあるもの 会計年度末における市場価格  
(売却原価は移動平均法により算定)  
イ 市場価格のないもの 出資金額

### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除きます。) 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	6年～50年
工作物	5年～75年
物品	2年～20年

- ② 無形固定資産(リース資産を除きます。) 定額法

(ソフトウェアについては、当市における見込利用期間(5年)に基づく定額法によっています)

- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が100万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体(会計)に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

- ② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の同一債権の平均不納欠損率により(又は個別に不納欠損となる可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の同一債権の平均不納欠損率により(又は個別に不納欠損となる可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。

- ③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

- ④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

- ⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が100万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体(会計)については、税抜方式によっています。

(8) 連結対象団体(会計)の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

決算日と連結決算日の差異が3カ月を超えない連結対象団体については、当該連結対象団体の決算を基礎として連結手続を行っていますが、決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。また、決算日と連結決算日との差異が3カ月を超える連結対象団体については仮決算を行うこととしていますが、該当する連結対象団体はありません。

2 重要な会計方針の変更等

該当事項なし

3 重要な後発事象

該当事項なし

#### 4 偶発債務

##### (1) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けている主なものは次のとおりです。

	事件番号	事件名	請求金額	事件の概要
①	神戸地方裁判所 尼崎支部平成28 年(ワ)第662号 (令和元年度の ①)	損害賠償請求事件	110万円及び これに対する 訴状送達日の 翌日から支払 済みまで年 5%の割合に よる金員	原告らは、尼崎市市長ないし尼崎市保健所長が精神疾患を有する訴外人に対して違法に精神保健法上必要な措置を講じなかったことにより、当該訴外人による不法行為に伴う精神的損害を被ったとして本市に対しその損害の賠償を求めるほか、相被告らに対して損害の賠償を求めて提訴したものの
②	神戸地方裁判所 尼崎支部令和元 年(ワ)第379号	損害賠償請求事件	7,935万9,724 円及びこれに 対する訴状送 達日の翌日か ら支払済みま で年5%の割 合による金員	原告は、尼崎市立中学校に在籍していた訴外亡生徒が自殺した原因は、クラスメイトやその所属する部活の部員から受けていたいじめに対して担任教諭等が適切な対応を取らなかったこと等によるものであり、また、自殺後の当該中学校や尼崎市教育委員会の不適切な対応によって精神的苦痛を被ったとして、本市に対し、逸失利益、慰謝料等の損害の賠償を求めて提訴したものの
③	最高裁判所令和3 年(行ヒ)第142 号・(行ツ)第114 号(原審:令和元 年度の②)	建築基準法第42条2 項に基づく包括指定 処分不存在確認等 請求上告・上告受理 申立事件	4,400万円及び これに対する 訴状送達日の 翌日から支払 済みまで年 5%の割合に よる金員	上告人(被申立人)は、その所有する建物の敷地に隣接する通路について、建築基準法第42条第2項の規定に基づく2項道路の要件を満たさないのに尼崎市市長が当該2項道路として取り扱っているとして、当該通路について同項の規定に基づく道路指定処分が存在しないことの確認を求めるとともに、その取扱いにより当該建物を建て替えられず、逸失利益、将来の増加費用、慰謝料相当額等の損害を被ったとして、本市に対しその損害の賠償を求めて提訴したが、これが棄却されたため控訴し、当該確認のみが認容されたため、上告人が上告するとともに、本市が上告受理申立てをしたものの
④	神戸地方裁判所 尼崎支部令和2年 (ワ)第820号	損害賠償請求事件	898万7,603円 及びこれに対 する平成29年 12月12日か ら支払済みま で年5%の割 合による金員	原告は、本市が管理する市道を夜間にジョギングしていた際に、当該市道に生じていた最大高低差約2センチの傾斜につまずいて転倒し、負傷したとして、本市に対し、その負傷により生じた治療費、逸失利益、慰謝料等の損害の賠償を求めて提訴したものの



## 5 追加情報

### (1)財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

#### ① 連結財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

国民健康保険事業費

地方卸売市場事業費

育英事業費

公共用地先行取得事業費

公害病認定患者救済事業費

母子父子寡婦福祉資金貸付事業費

青少年健全育成事業費

介護保険事業費

後期高齢者医療事業費

水道事業費

工業用水道事業費

下水道事業費

モーターボート競走事業費

丹波少年自然の家

阪神水道企業団

兵庫県競馬組合

後期高齢者医療広域連合

尼崎市土地開発公社

社会福祉法人 尼崎市社会福祉事業団

公益財団法人 尼崎健康医療財団

公益財団法人 尼崎市文化振興財団

公益財団法人 尼崎市地域産業活性化機構

公益財団法人 尼崎環境財団

公益財団法人 尼崎緑化公園協会

公益財団法人 尼崎市スポーツ振興事業団

一般財団法人 あまがさき観光局

株式会社 エーリック

尼崎都市開発 株式会社

尼崎中高年事業 株式会社

尼崎交通事業振興 株式会社

#### ② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

#### ③ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。